

被 保 険 者 各 位

健保届出書類における押印の廃止について

厚生労働省保険局保険課長 通知 「保険者が定める届出様式における押印の廃止について」
(2020年12月25日)に基づき、各種申請書類の押印が不要になりました。これにより健保へ届出される書類につきまして、下記の場合を除き、押印を廃止とさせていただきます。

※健保ホームページに掲載している各種申請書類で押印が不要なものにつきましては、
『㊟』マークを順次、削除し差替えていきます。

※『訂正印』につきましては今後も従来通り“必要”となります。

記

《今後も押印が必要となる届出書類》

- ・被保険者証き損・滅失再交付申請書 (勤務先が証明する事業主印)
- ・移送承認申請書・移送届 (医療施設証明欄の印)
- ・傷病手当金請求書 (勤務先が証明する事業主印)
- ・療養費支給申請書 (施術証明欄の印)
- ・出産育児一時金・同付加金請求書 (医療施設証明欄の印)
- ・出産手当金請求書 (勤務先が証明する事業主印、医療施設の印)
- ・傷病手当金請求書 (勤務先が証明する事業主印、医療施設の印)
- ・埋葬料・同付加金請求書 (勤務先が証明する事業主印)
- ・第三者の行為による傷害届 (被保険者印)
(事故報告書・誓約書・念書)
- ・その他 健保組合が特に必要とする書類

以 上